

広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十八号

広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例の施行期日を定める規則

広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例（平成二十八年広島県条例第五号）の施行期日は、平成二十九年一月五日とする。